

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校における  
適切な授業及び研究指導に関する行動規範

(令和3年9月7日 制定)

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）は、水産業を担う人材の育成を図るため、水産に関わる学理と技術の教授を行うが、その根幹を担う日々の授業や研究指導は社会からの信頼と負託によって支えられている。学生及び保護者などから不信感を抱かれるような授業や研究指導は、本校に対する社会からの信頼と負託を大きく損なうものである。

このことを踏まえ、本校は、次のとおり適切な授業及び研究指導に関する行動規範（以下「本行動規範」という。）を定める。本校の職員等（役員、職員、契約職員、及び非常勤講師）は、本校の学生（本科生、専攻科生、研究科生、研究生及び聴講生）に対して、これを誠実に実行しなければならない。

なお、本行動規範において、「授業」とは、本校において学生に対してなされる講義、実験、実習、及び演習を、また「研究指導」とは、卒業研究、卒業論文あるいは研究科論文のために必要な指導をそれぞれ指すほか、授業や研究指導に付随する学生への事務連絡等も本行動規範の対象に含めるものとする。

- 1) 本校の職員等は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の人材育成部門の業務として教育を担っていることに鑑み、機構が定めるコンプライアンス基本方針に加えて、本校の3つのポリシー（ディプロマポリシー【人材育成の方針】、カリキュラムポリシー【教育課程の方針】、アドミッションポリシー【入学受入れ方針】）、及び本校が定める学則、履修の手引きやシラバス等、本校共通のルールを遵守し、逸脱しないこと。
- 2) 授業の内容と評価方法や研究指導の方法については、ファカルティ・ディベロップメントの精神に則り、規程の許容する範囲において職員等間で情報を共有し、学生や他の職員等からの意見を真摯に受け止め、日頃から積極的に質の改善に努めること。
- 3) 授業内容の構成や試験問題の作成・採点・評価は、本校のディプロマポリシーやカリキュラムポリシーに合致した適切なものとし、学生の修学にあたり必要以上に著しい支障とならないようにすること。
- 4) 複数の職員等で担当する科目については、授業や試験の内容とレベル、評価方法などについて担当職員等間で十分な意思疎通を図り、乖離や齟齬が生じないようにす

ること。

- 5) 感染症の流行など通学を制限せざるを得ない事態においても、対面授業と遠隔授業を組み合わせることなどを通じて、すべての学生に対して適切な学ぶ機会を提供するよう努めること。なお、遠隔授業では、学生の通信環境や経済状況等を考慮して、学生にとって過大な経費が生じる通信量や印刷量にならないように配慮すること。
- 6) 研究指導においては、個々の学生の能力や研究の到達度を踏まえ、論文作成等に必要の指導を適切なタイミングで与えること。この点に関し、学生の自助努力を促すという理由で指導対象となる学生を放置しないこと。
- 7) 職員等と学生の関係は上下関係、主従関係ではないことを理解し、学生を一人の人間として尊重するとともに、不当に差別しないこと。また、学生に対する体罰及び体罰に類する行為はいかなる理由があつたとしても行わないこと。
- 8) 学生からの質問や意見への対応あるいは学生に対する指導・連絡にあたっては、学生がおかれている状況や立場に配慮し、実行可能な限りにおいて最善の策をとるよう努めること。その際、学生に対して威圧的で恐怖感をいだかせる言動、あるいは学生の人格を否定するような言動をとらない他、指導を理由として、必要以上に学生のプライバシーを詮索しないこと。

(以上)